



暑中お見舞い
申し上げます

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

8月

(葉月) August

8月の税務と労務

日	12	26	
月	13	27	
火	14	28	
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	.
日	5	19	.
月	6	20	.
火	7	21	.
水	8	22	.
木	9	23	.
金	10	24	.
土	11	25	.

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 8月31日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月14日)

ワンポイント 印紙税の軽減措置の延長

印紙税は、契約書や領収書などの文書に対して、その記載金額等に応じて課税されます。ただし、不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件に該当するものについては、印紙税の軽減措置が設けられており、この措置が平成21年3月31日まで延長されています。

事業承継策としての 相続時精算課税制度

早期の計画的な中小企業の事業承継を促進させるため、取引相場のない株式等についての相続時精算課税の特例が平成十九年度改正で創設されています。この機会に、相続時精算課税制度（三種類）のポイントを整理してみます。

1 相続時精算課税の意味

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、平成十五年一月一日以後に財産の贈与を受けた人は、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。

この制度は、贈与時に贈与財産から特別控除額を控除した金額に對する概算の贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時に、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産

の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。

なお、特別控除額よりも、贈与財産の額が低い場合で相続税が課税されないケースでは、事実上の相続財産移転が早目に完了してしまつこともあります。

2 種類

今回の改正により次の三種類となりました。

一般の贈与の場合

住宅取得等資金の贈与の場合

取引相場のない株式等の贈与の場合

3 一般の贈与の場合

この特例は、六五歳以上の親か

ら二〇歳以上の子である推定相続人への贈与について、受贈者の選択により、暦年課税による贈与税の課税に代えて適用されます（図表1）。贈与時には、特別控除額（累積で二、五〇〇万円）を超える部分について一律二〇%の税率による贈与税を納付することとされています。

4 住宅取得等資金の贈与の場合

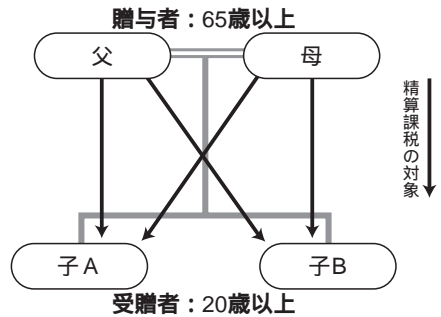
この特例は、親から自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、特別控除額が一、〇〇〇万円上乗せされて三、五〇〇万円になります。

5 取引相場のない株式等の贈与の場合（平成十九年度創設）

この特例は、六〇歳以上の親から、特定同族株式等を取得した一定の要件を満たす子については、相続時精算課税の特別控除額を五〇〇万円上乗せし三、〇〇〇万円とされます。

なお、年齢要件の引下げは、中小企業の経営者が引退したいと考えている年齢（六五歳）、後継者決定から事業承継の実現までに要す

【図表1】相続時精算課税制度の仕組み



る年数（四年程度）及び中小企業代表者の平均年齢（五八・五歳）を踏まえ、六〇歳以上とされています。

また、特別控除額が三、〇〇〇万円とされた理由は、相続税の申告における同族株式の平均価格（約五、〇〇〇万円）と経営者による平均持株割合（約八四%）を踏まえ、同族会社一社当たりの発行済同族株式の平均総額を約六、〇〇〇万円と算出し、その過半数を贈与するための水準と考えられたものです。

以上の三種類の相続時精算課税制度を比較すると、図表2のようになります。



6 新制度活用上の留意点

次の点に特に注意が必要です。
発行済株式の総額（相続税評価額ベース）が二〇億円未満の会社であること

贈与者が最初の贈与の直前に会社の代表者であり、発行済株式等の総数と議決権の五〇％超を保有していること

特例を選択した贈与税の申告期限から四年を経過する日に、次の要件をすべて満たしていること

ア 受贈者が、その会社の代表者として経営に従事している
イ 受贈者が、その会社の発行済株式等の総数の五〇％超を保有し、かつ、議決権の五

【図表 2】3種類の相続時精算課税制度の比較

項目	相続時精算課税制度 (一般の贈与の場合)	相続時精算課税制度 (住宅取得等資金の贈与の場合)	相続時精算課税制度 (取引相場のない株式等の贈与の場合)
適用期間	平成15年1月1日～ 相続税法(本法)に規定	平成15年1月1日 ～平成19年12月31日 租税特別措置法(措置法) に規定	平成19年1月1日 ～平成20年12月31日 措置法に規定
贈与者の 年齢	贈与年の1月1日におい て年齢が65歳以上	年齢制限なし	贈与年の1月1日におい て年齢が60歳以上(オー ナー)
贈与財産の 範囲	贈与と財産に関して制限 なし	住宅の取得・新築、増改 築(工事費用が100万 円以上)に充てる資金	取引相場のない株式等 (発行済株式等の総額 20億円未満)
その他の主な要件		床面積(増改築後の床 面積)50m ² 以上。取得 は、築後20年内(耐火 建築物は25年内)又は 耐震建築物に限る。原則、 翌年3月15日までに居 住していること	贈与税の申告期限後4 年経過時に、発行済株式 等の50％超を保有し、 かつ、議決権の50％超 を保有する。また、代表 者として経営に従事し ていること
特別 控除額	2,500万円	3,500万円(法形式上は、 上乘せ1,000万円)	3,000万円(法形式上は、 上乘せ500万円)
手続規定	相続時精算課税制度の 適用を受けようとする 受贈者は、「相続時精算 課税選択届出書」等を 贈与を受けた年の翌年 2月1日から3月15日ま でに、納税地の所轄税務 署長に提出	この規定の適用を受け ようとする者は、贈与税 の期限内申告書に適用 を受けようとする旨を記 載し、計算の明細書その 他の一定の書類の添付 が必要	この規定の適用を受け ようとする者は、贈与税 の期限内申告書に適用 を受けようとする旨を記 載し、計算の明細書その 他の一定の書類の添付 が必要

〇％超を保有している。
の要件を満たせないと、
相続時精算課税制度の適用はな
くなり、初めから暦年課税だつたも
のとされ、高額な贈与税がかかる

リスクがあります。
なお、この特例の適用を受ける
ことについて、贈与者である親の
推定相続人のすべての同意を得て
いることも必要となります。

この制度の適用を受けると、小
規模宅地等の評価減の特例、特定
事業用資産である特定同族会社株
式等の評価減の特例の適用が受け
られなくなります。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

平成19年度税制改正では、減価償却制度について、償却可能限度額及び残存価額の撤廃という抜本の見直しが行われています。本年4月1日以後取得の減価償却資産が対象で、新しい減価償却率等表が規定されていますが、既存の減価償却資産についても償却可能限度額に達した翌事業年度から5年間で均等償却できる等の見直しが行われています。償却可能限度額及び残存価額は欧米主要国では設定されていないため、日本もやっと同じ土俵に上ったこととなります。

この10月から郵政民営化がスタートします。現在の郵便局は、10月から新設される「郵便局会社」に属し、「郵便事業会社」、「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」から業務を受託し、郵便、貯金、保険の業務を行うこととなります。

中央と地方間、個人間、企業間などあらゆる面での「格差」社会が問題になっています。政府による格差是正策も必要ですが、自由な立場での企業間競争においては、業績に応じて格差が出てくるのは当然のことです。企業が生き残るには自らが努力するしかありません。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

借地権の使用貸借

Q 私は、父が借地している敷地の一部に住宅を建て、二世帯で生活することにしました。親子の間ですから地代や権利金は支払わないこととしていますが、この場合、借地権の贈与があったことになるのでしょうか？

A 「借地権の使用貸借に関する確認書」を所轄税務署長に提出することにより使用貸借の事実が確認できれば贈与税は課されません。

個人が、借地権者からその借地権の目的となっている土地の全部又は一部を使用貸借により借受け、その土地の上に建物等を建築した場合又は借地権の目的となっている土地の上に存する建物等を取得し、その借地権者からその建物の敷地を使用貸借により借受けるとなった場合には、その借地権の使用権はゼロとして取り扱われます。このような場合に冒頭の届出書を建物等の所有者の住所地の所轄税務署長に提出することとされています。

税金
一口
メモ

従業員等に交付する創立記念品費用

問

当社は創立十周年を記念して全従業員及び取引先にも記念品を贈呈したいと思いますが、これらの費用について税務上の取扱いを教えてください。

しかし、従業員に対して交付した記念品で、次の要件のいずれにも該当する場合は課税されないこととされています。

答

取引先等社外の者に対する記念品の費用は、交際費等の額に含まれます。また従業員に対してのこれら費用は原則として給与として取り扱われます。

- 1 社会通念上記念品としてふさわしいもので、処分見込価額により評価した価額が一万円以下であること
- 2 創業後概ね五年以上の期間ごとに支給するものであること